

# 船舶の不法投棄防止について

不用となった船舶を海洋へ投棄したり、放置すると、処罰される場合があります。

古くなったり、壊れて使用しなくなった船舶は、**所有者の責任**で、適正に処分しましょう。処分する方法や処分先については、地元市町村の廃棄物担当課に相談してください。

【海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条第1項違反、罰則：第55条第1項14号】

廃FRP船の処理については、(社)日本舟艇工業会が廃棄物処理法に基づく広域認定を受け、平成17年から廃FRP船のリサイクルを開始しています。

詳細は、下記へ、お問い合わせください。

<http://www.marine-jbia.or.jp/>

